

## 都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

標記について、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

### 記

#### 1. 意見の要旨

令和4年度保険料率について、平均保険料率10.00%、インセンティブ制度による加減算(福岡支部は0.007%の加算)等を前提に計算した福岡支部保険料率は10.21%(対前年度比で0.01ポイントの引き下げ)となり、当該保険料率の変更についてはやむを得ないものと考えます。

## 2. 理由等

福岡支部評議会においては、協会けんぽの財政の赤字構造は解消されておらず、財政の脆弱性により多額の国庫補助が投入されていることや、高齢化の進展等により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであることを鑑みれば、平均保険料率10.00%を維持した上で、準備金の有効活用等も含めた将来の医療費適正化に向けた施策のより一層の充実化を図り、国民皆保険を支える被用者保険のセーフティネットとして、安定的な財政運営につなげていくことが重要であるとの意見が多数を占めました。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により中小企業における先行きは極めて不透明な状況が続く中、準備金残高は年々積み上がっており、こうした状況を踏まえれば、事業者等の負担軽減を図るため、準備金を減らしてでも保険料率を引き下げるべきとの意見も出されています。

足元では、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料収入の見通しは依然として不透明である中、医療給付費はコロナ禍前の水準を上回ってきております。加えて、令和4年度以降の後期高齢者支援金の大幅な増加や、高額医薬品等の薬価収載の増加が今後も見込まれること等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率10%の維持はやむを得ないものと考えます。

当支部としましては、令和4年度の支部保険料率について、前年度比で引き下げとなるものの、引き続き全国平均よりも高い状況にあることから、支部保険者機能強化予算を最大限に活用して医療費適正化対策を積極的に推進していく所存です。

また、今般、本部により示された「更なる保健事業の充実に向けた検討」については、将来の医療費適正化に資することはもとより、加入者にとってメリットが感じられる施策とするため、今後の財政状況も踏まえながら、各都道府県支部及び評議会の意見等を踏まえた議論を進めていただくことを要望します。

以上